

「二五年度運動方針案」抜粋

一、港湾労働者をめぐる情勢の特徴

1. 日本国憲法の破壊で日本の姿が変えられる危機
(情勢の特徴の概括)

- ① 憲法破壊で国の形が変わろうとしている
- ② 安倍自公政権は、国際平和支援法案及び平和安全確保法案をはじめとする連立安保法制（七月二六日）に衆議院において与党単独による採決を強行した。
- ③ 沖縄では「辺野古新基地建設反対」の一点で共同する「オール沖縄」の運動が進展し、新基地建設反対を貫き続けている。（略）
- ④ 戦争法案は、国会議の経過と共に、違憲性が明瞭になっている。（略）
- ⑤ 戦争法案は、違憲性、立法根拠のなき、法律の安定性の欠如が益々大きくなって明らかになり、法案に反対する世論は益々大きくなっており、内閣支持率もまた低下している。与党独採決後も、全国各地で「戦争法案を廃案に！」安倍政権は国民の声を聴け！」と厳しき政府批判が広がっており、審議が参議院段階に移っても、法案の廃案をめざす国民的運動が更に高揚してきている。（略）
- ⑥ 労働者派遣法の改悪で、労働者保護から労働者をいかに捨てるかの危機
- ⑦ 国の形を変える暴走がでなく、「企業が活躍できる国」を目指すために、働き方まで根本的に変えようとしている。（略）
- ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② 港湾労働政策・制度に関し、次の課題は労働環境整備と不可分な課題とも位置付け、労使協議・行政関係との協議の両面から追求する。具体的には、次の課題である。

- ① 港湾労働法の全港・全職種適用課題
- ② 慣用労働者による港湾労働者体制の確立
- ③ 検査事業の「指定事業者」対策と検査職種への雇用安定の確立
- ④ 船舶被害対策に関する4者協議の促進と具体的対策の探求
- ⑤ 労働環境の整備を進め、雇用安定・港湾運送と港湾労働者体制を確立する課題は次の通りである。
- ① 一四春闘課題（定年制・時間外算定基礎分母・週休二日制）の前進を図る。
- ② 一五春闘課題（港湾労働者年金制度の拡充、事前協議制度の拡充、関連事業の事業基盤の確立と関連職種労働者の雇用安定）の解決を図る。
- ③ 労使政策委員会の継続協議、継続課題の解決の促進
- ④ 差別協定の履行の徹底
- ⑤ 差別労使関係の強化と差別組織強化の課題は次の通りであり、差別運動の歴史の到達点として、当面の課題に対応しうる労使関係、差別組織の強化に努力する。
- ① 相互信頼、「共生」の道を探る差別協議体制
- ② 二者協議体制を深化させ、ユ・サ・行・政・国に働きかける労使力をつける。
- ③ 地区団体間の確立を一日も早く完成させる。
- ④ 全国港湾そのものの組織強化・拡大、差別機能の強化を進める。
- ⑤ グローバル危機からグローバル正義へ交通運輸労働者の反撃」とのITF運動の基調に沿って国際連帯活動を進める。具体的には、次の課題を遂行する。
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

三、二五年度の具体的取り組みについて

- 1. 港湾政策に関する取り組み
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 2. 労働環境整備の課題その① 雇用安定・港湾運送と港湾労働者の確立
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 3. 労働環境整備の課題その② 労使政策委員会を中心とした諸課題の推進
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 4. 労働環境整備の課題その③ 差別協定の徹底
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 5. 海上コンテナの安全運送などの課題について
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

る。したがって、この政策の内容を更に検証し、雇用と職域確保を柱に政交渉などを取り組むこととする。

- ③ 内陸倉庫、インランドデポに対する取り組み
- ④ これを放置すれば、限りなく港湾労働者の仕事は喪失することとなる。港湾の社会的機能がなくなるなどの危険性への懸念と共に、現業部会・検査部会・海工部会など関係部会合同の通商貨物対策委員会を設置、対策の具体化を図る。（略）
- ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

その背景には、制度の欠陥を悪用した人権無視などの問題があり、法改正で法律上は懸念が払拭されたとしても、外国人労働者の人権、安価な労働力の移入という視点から大いに問題のある制度であり反対である。

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 港湾運送事業の「他人の需要に基づく受け渡し行為」という性格は、他人の需要、つまり、常に船社・荷主の「コスト圧力」に晒されていることを示している。この産業の特性から、船社・荷主の圧力から事業を雇用を守るために、差別協定においても確認している。二者二者協議体制は、必要不可欠な協議体制であり、港湾労使が、「共生」していくための体制であるといつて過言はない。

- ② この体制と立場を堅持し、差別協定を基軸として、一層の内実を深化させることにより、諸課題の解決に手を繋げることとする。当然のことながら、この交渉体制は、中央・地区に共通するものである。
- ③ ユ・サ・行・政・国会に働きかける労使共同の取り組みの探求
- ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿